

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月30日

大和市長 大木 哲

大和市規則第71号

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和44年大和市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第18条中「前条第1項第2号に規定する」を「この規則において」に改める。

第19条、第20条第1項、第22条第1項及び第23条中「第17条第1項各号」を「第17条第1項」に改める。

別表第1ア行政職給料表(1)の適用を受ける者の表、8級の項中「8級」を「6級」に、「97,000円」を「95,000円」に、「87,000円」を「85,000円」に改め、同表7級の項中「7級」を「5級」に、「83,000円」を「81,000円」に改め、同表6級の項中「6級」を「4級」に、「73,000円」を「71,000円」に、「64,000円」を「62,000円」に改める。

別表第2中

8級に属する職員	7級に属する職員	6級に属する職員	5級に属する職員	4級に属する職員	5級に属する職員
----------	----------	----------	----------	----------	----------

を

6級に属する職員	5級に属する職員	4級に属する職員	3級に属する職員	2級に属する職員のうち市長が別に定めるもの	3級に属する職員のうち市長が別に定めるもの
----------	----------	----------	----------	-----------------------	-----------------------

に改め、同表支給区分の

項行政職給料表(1)、5級に属する職員の欄中「又はV」を削り、同表支給区分の項行政職給料表(1)、4級に属する職員の欄中「VI」を「V又はVI」に改め、同表備考第1項中「支給区分欄」を「支給区分の項」に改め、同表備考第2項中「給料表欄」を「給料表の項」に改め、「掲げる給料表（」の次に「行政職給料表(1)、行政職給料表(2)、」を加え、「職員欄」を「職員の項」に改める。

別表第4備考第1項中「第3条第5号から第8号」を「第3条第3号から第7号」に改める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。